

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引き上げ

米国連邦準備制度理事会は12月17日、公定歩合を5.25%から5.5%に引き上げ翌18日から実施するという、ニューヨーク等9地区連銀の申請を承認した旨発表した。

引き上げの趣旨等につき、同理事会は、「最近の市場金利の上昇と、インフレ心理の再燃にかんがみて認めたものである。連邦準備制度の政策目的は、インフレ圧力を抑制して経済の安定成長をもたらし、国際収支の妥当な均衡を達成するための金融環境を育成することである。今回の措置は、引締め政策をさらに強化するために採られたもので、これにより米国の公定歩合は本年4月19日から8月15日までの水準にもどり、過去40年間の最高となつた」と説明した。

また、サンフランシスコ、カンサスシティー、セントルイスの残り3地区連銀も、19日追随する旨発表し、翌20日から実施した。

◇米国、1969年の国際収支対策を発表

1. 12月23日、国際収支に関する閣僚委員会(委員長、ファウラー財務長官)は、1969年の国際収支対策に関する勧告を提出し、ジョンソン大統領はこれを承認した。

本勧告の概要は次のとおり。

(1) 1968年の国際収支は大幅な改善を示したが、この改善は部分的なものであり、改善の一部は一時的なものかもしれない。とくに、経常勘定の大きな要素である貿易収支および旅行収支はどうてい満足できるものではない。

(2) 貿易収支を改善するためには、抑制的な財政政策を維持することが必要である。同時に米国の輸出を阻害している非関税障壁をさらに除去し、国境税調整に関するGATTの規定を変更することが重要である。

(3) 海外軍事支出については、これを極力削減する新たな方法を検討すべきである。米国国際収支改善のため外国に対し、今後とも米国武器購入の増加を要請すべきであるが、軍事支出の代償として中期債の売却を図ることは長期的解決にはならないので、極力これを避けることが望ましい。

(4) 対外直接投資規制については、さきに発表したよう

に(43年12月号「要録」参照)、これを継続すべきであり、かりに、現在これを撤廃すれば、大幅な国際収支悪化を招くことになろう。

(5) 金融機関の対外貸出に関する連邦準備制度のガイドラインも継続する必要があるが、貿易収支改善のため輸出金融に関するガイドラインの取扱いを弾力的にしうるかどうか検討すべきである。

(6) 本年7月末に期限切れとなる金利平衡税の期限を延長するとともに、現在大統領に与えられている1.5%の範囲内の税率変更権限も継続すべきである。

(7) 國際航空券に5%の課税を行なうとともに、その税収の一部を外国旅行者誘致のための資金に充当することが望ましい。

2. 上記勧告に基づき、連邦準備制度は12月23日、69年の銀行および銀行以外の金融機関に対する新貸出ガイドラインを発表した。

新ガイドラインは、西欧先進諸国における株式投資および一年以内の貸出に關し部分的緩和が図られたほかは、大きな変更ではなく、両機関の貸出限度は昨年と同じ方法(注)により算出されることになっている。

なお連銀当局は、上記勧告に基づき輸出金融の弾力化を図るための計画を検討する意向を表明した。

(注) 1年以内の貸出については、68年のガイドラインで、67年末残高の60%に削減することが定められていたが、69年はその水準(67年末残高の60%)を維持することを規定。貸出限度は、銀行については原則として64年末実績の103%、銀行以外については67年末実績の95%。

◇F N C B、英系 National and Grindlays Bankへの資本参加を発表

米国市中銀行 First National City Bank は12月11日、英國海外銀行の大手である National and Grindlays Bank(本店ロンドン、以下N & G Bankという)の株式の40%を取得することになったと発表した(残余の60%は、Lloyds Bank 以下の英系株主を結集して新設される National Grindlays Holding Company の所有となる)。

N & G Bankは、インド、パキスタン、セイロン、中東、東アフリカ地域を主たる営業基盤とし、1967年末の授権資本9百万ポンド、発行済み資本7.6百万ポンド、預金高408百万ポンド、店舗数242を有する銀行である。なお、同行はF N C Bとの資本提携に先立ち増資を行ない、英仏合併の Ottoman Bank(本店ロンドン、授権資本10百万ポンド、発行済み資本5百万ポンド)の所有する中東、東アフリカ地域所在51支店を買収する予定であり、上記株主の持分は増資実施後の状態を表わすものである。

F N C Bは N & G Bankへの資本参加により、これ

まで比較的弱体であった南西アジア、中東方面の営業網を拡充し、またスターリング地域の貿易金融に対する強力な足場をうることに期待をかけているが、英軍のスエズ以東からの撤退が進められているときだけに、英系資本の同地域からの後退と引替えに米系資本の進出を示すものとして注目される。

◇カナダ、公定歩合を引き上げ

カナダ銀行は12月17日、公定歩合を0.5%引き上げ6.5%とし、18日から実施する旨発表した。

今次措置の理由につき、同行ラズミンスキー総裁は、内外金利の上昇ならびに物価とコストが最近根強い上昇を続けていることをあげている。

カナダの公定歩合は、さる9月3日に6.5%から6.0%に引き下げられ、今回再び従来の水準に引き上げられたが、今次措置は米国の公定歩合引き上げ(17日発表)に対応して行なわれた面が強いとみられる。すなわち、米国の金利動向を敏感に反映する同国金融市場金利は、夏から秋口にかけて低下を見たあと、11月初旬から反騰に転じ、3か月ものTBおよび長期国債利回りは、12月中旬それぞれ5.85%、7.16%と、前回公定歩合引き下げの行なわれた9月初旬に比較して0.4~0.6%方上昇するなど、騰勢が目だっていた。

一方、国内経済面では、景気は緩慢な上昇傾向にあり、失業率も5%前後の水準を維持しているが、このところ賃金コストの上昇を主因に物価上昇傾向が強まり、10月の消費者物価は前年同月比4.3%の上昇をみている。

今次公定歩合引き上げと、さる10月に提案された増税措置とによって、同国のインフレーション対策は一段と強化されたものとみられている。

◇カナダ、外貨準備高に関する限度を撤廃

カナダおよび米国政府は、12月17日、カナダの外貨準備高を2,550百万米ドル以内に押えるという両国間の協約を撤廃するとともに、今後カナダは、米国で不必要的資金調達を行ない、外貨準備高を増加させることはしない旨米国に保証を与えたとの発表を行なった。この外貨準備枠は、さる63年に米国が金利平衡税を創設した際、対米依存度の高いカナダが同制度の適用免除を受ける代償として設定されたものであり、当初は27億ドルであったがその後変更され、2,550百万ドルとなっていたものである。

今回の措置は、外貨準備枠がカナダの貿易規模の拡大などから過小となり、時おり準備高がこれをこえる事態が生じていること(現に11月末も26.8億ドルと限度をこ

えている)、とくにカナダが金融引締めを行なう場合資金流入が生じ、外貨準備を上記の枠内に収めることが困難となり、同国の金融政策運営上不都合な面が少なくなうことから、かねてカナダから米国に対し撤廃方要請のあったものである。

歐 洲 諸 國

◇西ドイツ、経済専門委員会の年次報告を公表

西ドイツ政府は12月4日、経済専門委員会(政府に対する経済諮問機関^(注1))の年次報告を公表した。本報告はさる11月18日に政府に提出されたが、その中でマルクの平価切上げが勧告されていたため、当時最高潮に達していたマルク投機に拍車をかけることが懸念され、政府が発表を延期していたものである。

本報告の大要は次のとおり。

1. 経済の現状と見通し(見通しについては輸出入調整金の実施を織り込んでいない)

(1) 1968年の西ドイツ経済は予想を上回る拡大を示し、実質GDP成長率は6.5%に達するものとみられる。
 (2) 景気はなお上昇局面にあり、69年の総需要は、設備投資(名目、以下同じ、前年比+15.0%、68年は前年比+7.5%)や個人消費(同+7.5%、+5.5%)を中心前に前年比+7.5%となる見込みである(68年は前年比+9.0%)。ただ建設投資の伸び率は、68年が前年の異常な落込み(66年比-9.5%)から顕著な回復を示したあとだけに69年には半減(+5.5%、68年+10.0%)するものとみられる(別表参照)。

(3) これまで安定的に推移してきた賃金および物価に上昇のきざしが見えてきており、69年の消費者物価は前年比3.0%の上昇となろう。

(4) 69年の輸入の伸び(前年比+12%)は輸出の伸び(同+10.5%)を上回るが、貿易収支はなお大幅な黒字(170億マルク)を続け、対外経常余剰は68年(165億マルクの見込み)並みの166億マルクに達する見込みである。

2. 今後の政策について

(1) 現在、西ドイツ経済は慢性的な対外不均衡(chronisches aussenwirtschaftliches Ungleichgewicht)の状態にあり、巨額の資本輸出は、政府によって人為的にさえられているものである。経常収支の大幅な黒字の持続は、経済の過熱による賃金、物価の上昇を招き、その結果、経済政策の2大目標たる通貨価値の安定と適正な成長の達成を阻害するおそれがある。

(2) 対外的不均衡を解消し、かたがた通貨価値の安定を維持する方策として、4種類の政策^(注2)を検討した結

果、マルク平価を5%程度切り上げ、同時に、それによって生ずる総需要抑制効果を相殺するため、減税などの内需振興策を実施することが適当と考える(ただし、今後の経済諸指標の推移いかんによつては5%の切上げだけでもよい)。この政策を実施した場合、69年の対外経常余剰は50億マルク縮小して111億マルクとなり、消費者物価は前年比2.2%の上昇、実質GNP成長率は4.4%となる見込みである。

(注1) 経済専門委員会(Sachverständigenrat zur Begutachtung der Gesamtwirtschaftlichen Entwicklung)は1963年に設立された政府の経済諮問機関で、毎年末ごろ政府に対し当該年度の経済情勢に関する報告ならびに翌年度の経済政策に関する勧告等を行なうことを義務づけられている。1966年12月1日発表の報告においても、マルクの段階的切上げ(4年間に2.5%ずつ切上げ)を勧告したことがある。

(注2) 検討された政策は、①内需振興策を行ない物価上昇を放置する、②マルクの10%切上げと内需振興策、③5%切上げと内需振興策、④5%切上げのみ、の4種類と、⑤政策変更なし、である。

西ドイツの総需要の推移(名目)

	1967年		68年	69年
	実額 (億マルク)	構成比 (%)	(見込み)(見込み)	前年伸び率 (%)
輸出	1,113	19.2	10.0	10.5
国内需要	4,679	80.8	8.0	8.0
固定投資	1,104	19.1	9.5	10.0
うち機械設備	522	9.0	7.5	15.0
建設	582	10.1	10.0	5.5
在庫投資	△ 45	△ 0.8	(75)*(80)*	
公共支出	806	13.9	4.0	7.5
個人消費	2,814	48.6	5.5	7.5
総需要	5,792	100.0	9.0	7.5

(注) 1. 輸出入調整金の実施を織り込んでいない。

2. *印は実額(単位・億マルク)、△印は減少。

◇西ドイツの年末金融対策

ブンデス銀行は12月5日の中央銀行理事会において、市中金融機関の年末資金繰りを容易にするため、さきに実施した短資流入抑制措置(43年12月号「要録」参照)を68年12月に限り次のとおり改めることを決定した。

非居住者預金に対する所要準備額の算定に当たっては68年12月に限り、

(1) 11月30日から12月15日までの非居住者預金の平残、または

(2) 11月30日、12月7日、12月15日の3営業日の非居住者預金の平残、

のいずれかを基準とする。

非居住者預金の最低準備率は、さる11月21日に決定さ

れた措置によって、①11月15日の残高を基準とし、②これを、通常の所要準備額算定の基礎となる残高(注)がこえる部分に対して100%とされていた。今回の措置によって定められる新たな基準額は、マルク投機による非居住者預金の増加が巨額に達する以前の11月15日の残高に比べて高くなり、この分だけ金融機関の所要準備負担が軽減されることとなる。

(注) 西ドイツの現行最低準備預金制度では、所要準備額算定の基礎となる預金の残高は、

(1) 休日を含む前月の16日から当月の15日までの1ヶ月間の平均残、または

(2) 前月の23日、月末日、当月の7日、15日の4営業日の平均残、のいずれかによるとの取扱いがなされている。

◇フランス、市中貸出規制を延長

1. 国家信用理事会は、12月19日、現行市中貸出規制(43年12月号「要録」参照、本年1月末まで実施の予定)を次のように本年6月末まで引き続き実施することを決定した。すなわち、市中銀行(預金銀行、事業銀行、中長期信用銀行)の貸出限度額を、68年9月末を基準(=100)に下記の範囲内に抑制する。ただし、輸出・設備・住宅関係の中期信用(フランス銀行での流動化適格分)については、従来同様本規制は適用されない。

69年2月末	101.5
3ヶ月	102
4ヶ月	103
5ヶ月	103.5
6ヶ月	104

なお、本規制は本年3月にその後の推移をみて再検討される。

2. 今回の措置に関し当局筋では、「各月の貸出限度額は、資金需要の季節的繁閑などを考慮して決められたが、65~67年の銀行貸出が年間15%前後の増加を示していることを考慮すると、本措置はかなりきびしいものと考えられる。もっとも、現行の規制(68年9月末を基準として12月末104、69年1月末101)と比べると、2月以降きびしさはやや緩和されるのではないかと予想される」としている。

◇フランス、為替管理措置を復活強化

1. フランス政府は、11月25日、フラン防衛策の一環として為替管理措置の復活を発表し、即日実施することとした。

今回の措置は、前回の為替管理措置(5月31日実施、9月4日廃止)が必ずしも十分効果をあげていないとの見方が強かった点にかんがみ、次の諸点等を中心として

強化が図られている。すなわち、

- (1) 公認為替銀行に対して監視義務を課し(義務違反の場合は資格停止の罰則あり)、また輸出入業者の取引きに関し、一つの公認為替銀行を決済場所として明示するよう義務づけていること。
 - (2) 旅行者の持出しを通ずるフランス銀行券等の流出を防ぐため、旅行者に対する持出制限が非居住者にも適用され、しかも制限限度額が引き下げられていること。
 - (3) 輸出入取引きに関連する短期資本逃避(いわゆる leads and lags)を抑制するための措置(決済外貨の取得期間の短縮、先物契約の禁止等)が強化されていること。
 - (4) フランス国内での外国証券保有等を通ずる資本流出を抑制する措置が採られていること。
 - (5) 前回の為替管理では、一時的措置であることが政令で明示されていた(5月29日付政令68-481第1条)が今回はこのような規定はないこと。
2. 今次為替管理措置の概要は以下のとおり(*印は前回より強化されている点)。

(1) 一般的規制

- イ. フランスと外国間、または居住者と非居住者間の為替取引き、資本移動その他いっさいの決済は、原則として(大蔵大臣の許可がないかぎり)為替銀行を通じて行なわれなければならない(11月24日付為替管理に関する政令68-1021〈以下、政令と略称〉第1条)。
- ロ. 公認為替銀行は、自らが仲介したは自らの監督下にある取引きに関し、本政令または本政令に基づく適用規則が遵守されたかどうかについて、自らの責任において監視する責任を持つ(政令第2条)*。
- ハ. 居住者による対外債権もしくは対外支払手段の保有をもたらすいっさいの為替または振替取引きは、原則として禁止される(政令第3条)。
- ニ. 居住者による外国もしくは非居住者に対するいっさいの決済または振替は、大蔵大臣の事前許可を要する(政令第4条)。
- ホ. いっさいの支払手段(銀行券、小切手、手形)、有価証券の輸出入は原則として禁止される(政令第5条)*。また金の輸出入は大蔵大臣の事前許可を要する(政令第5条)。
- ヘ. 1967年1月27日付政令(為替自由化措置)のうち本措置に抵触する規定は、この適用を停止することとする(政令第11条)。

(2) 経常取引規制

- イ. 輸出、サービスなど経常取引きの決済について

は、省令により許可される(11月24日付省令(以下省令と略称)第1条1項、2項に具体的決済方法を明示)。

ロ. 居住者は、輸出、サービスなどから生じたいいっさいの外国または非居住者に対する債権を、フランスに取り立て(省令により決済日から1ヶ月以内、この場合、銀行券または郵便振替を通ずる支払は認められない)*、別途通牒で定める所定期間経過後は、為替市場で売却しなければならない。過去4ヶ月間に生じた債権についても、所定期間内(省令により本政令公布後1ヶ月以内)にフランス国内にもどさなければならない(政令第6条)*。

なお、輸出決済日は貨物到着後180日以内でなければならぬ(省令第9条)。

ハ. 商品の輸出および輸入業者は、輸出入取引きに関する決済場所として公認為替銀行を指定しなければならない(政令第2条)*。

ニ. 輸入決済に必要な外貨の市場での取得は、決済日の1週間前以降(通関証明後公認為替銀行を経由して)でなければならない(通牒)*。

ホ. 省令または個別許可により対外決済のため取得した外貨で、その買入れ後3ヶ月を経ても使用されないものは、別途通牒で定められる一定期間内に市場に売却されなくてはならない(省令第7条)。

ヘ. 旅行者のフランス銀行券等の持出しについては、下記のとおり規制される(旅行者に対する取扱い省令2~5条)。

対象	今回		前回
	居住者、非居住者(注)とも	居住者のみ	
持出限度 (原 則)	○一般旅行……1968年末までの間、1人フランス銀行券200フランのほか外貨500フラン相当まで(計700フラン)。 ○業務上の旅行……1968年末までの間1人1日外貨200フラン相当。ただし、2,000フラン相当までおよびフランス銀行券200フラン(計2,200フラン)。	○1人1旅行1,000フランまで ○1人1旅行3,000フランまで	
24時間以内の旅行	50フランまで	100フランまで(ただし、6/24から)	
その他	居住者の外国におけるクレジット・カード使用禁止	—	

(注) 非居住者は、上記のはか入国情、所定の手続きで申告した携帯外貨の限度内でのみ国外持出が認められる(旅行者に対する取扱い省令第6条)。

(3) 資本取引規制

イ. 居住者、非居住者を問わず、フランス国内で所有する外国有価証券、外貨、その他すべての対外債権を表象する証券は、所定の為替銀行に一定期間内(通牒により本政令公布後1か月以内)に預託されなければならない(政令第7条)*。

ロ. フランスにある金融機関の対外ポジション(ラン建、外貨建とも)については、大蔵大臣の監督に服する(注)(11月24日付政令68—1022 第1条)。

(注) この点に関し、フランス銀行から公認為替銀行あて書簡(12月3日付)は次のとおり規定している。

(1) ポジション規制について

イ. 保有する外貨および外貸建債権の貿持ちは、9月3日の残高をこえてはならない。

ロ. 上記残高をこえるポジションの銀行は、本年末までに上記の残高もどさなければならない。

(2) 非居住者に対する信用供与について

イ. 銀行による非居住者に対するフラン建信用供与は、11月24日の残高以下の水準でなければならない。

ロ. 非居住者に対するフラン建信用供与額が上記の残高をこえている場合は、69年1月末までに上記水準までもどさなければならない。

ハ. 非居住者に対するフラン建信用供与は、事前許可を要する(通牒)。

ニ. フランスにある非居住者名義の口座にフランス銀行券を払い込むことは認められない(省令第5条)。

ホ. 為替の先物契約に関しては、輸入を除いて全面的に禁止される(通牒)*。輸入についての先物契約に関しては別途通牒(12月4日付)(注)で規制する。

(注) (1) 11月25日以前成約の先物契約について

イ. 本通牒に認める一定商品(下表)以外にかかる契約は、一週間以内に公認為替銀行を指定して取消しを行なわなければならない。

ロ. 本通牒に認める一定商品については、1か月間契約の存続を認める(この場合も、公認為替銀行を指定しなければならない)。

ハ. 公認為替銀行は、イ、ロ、いずれの場合についても本年末までに当局に届出を行なわなければならない。

(2) 本通牒に認める一定商品の輸入については、1か月をこえない範囲で先物契約を行なうことを認める。

穀物、コーヒー豆、パン用小麦、ライ麦、とうもろこし、米、油性果実・種子、植物油、油かす、石綿、鉱石、石炭・コークス、原油、必需の油類、天然ゴム、皮革、紙パルプ、羊毛、綿花、黄麻、くず鉄

◇ベルギー、公定歩合を引き上げ

ベルギー国民銀行は、12月18日、公定割引歩合、政府証券担保貸付金利などの全貸出金利を一律0.75%引き上げ(公定割引歩合3.75→4.5%)、翌19日から実施する旨発表した。

本措置は、主として、海外金利の上昇などからこのところ国内金利が上昇を示しているという情勢に対処したものであるが、国内景況も昨春来順調な拡大を続け、國

内景気支持のため公定歩合を低めに維持しておく必要が薄らいできたという事情もあったとみられている。

ベルギー国民銀行貸出金利の推移

(単位・%)

	1967年		1968年	
	9月 14日	10月 26日	3月 7日	12月 19日
割引				
銀行引受手形				
銀行を支払場所とするもの	4.25	4.0	3.75	4.5
ク しないもの	5.0	4.75	4.5	5.25
国民銀行認証の				
輸出貿易手形	3.75	3.5	3.25	4.0
輸入貿易手形	4.25	4.0	3.75	4.5
約束手形				
銀行を支払場所とするもの	5.5	5.25	5.0	5.75
ク しないもの	6.0	5.75	5.5	6.25
貸付				
130日未満満期の大蔵省証券担保	5.25	5.0	4.75	5.5
130～366日 ク	5.5	5.25	5.0	5.75
その他の証券担保	6.0	5.75	5.5	6.25

ベルギーの主要経済指標

	1968年					
	1967年 (平均)	第1四半期 (平均)	第2四半期 (平均)	8月 (平均)	9月 (平均)	最新時
生産指数	1.8	4.4	6.9	7.3	6.2	
うち投資財	0.9	5.2	6.0	5.2		
小売売上高指数	3.2	0.8	5.5			
労働失業者数(千人)	85	99	105	107	106	
賃金指数	6.1	3.5	4.9			
物価指数	1.1	0.3	0.5	0.7	0.5	(10月)
消費者物価指数	2.9	3.1	2.7	2.5	2.4	2.7
金融	マネー・サプライ	3.2	7.2	7.3	7.3	
銀行貸出	18.1	17.7	17.8	18.7		
コール・レート	3.25	2.80	3.00	3.35	2.90	
(翌日物・%)						

(注)対前年同期比増加率(%)。ただし失業者数、コール・レートは実数。

◇オランダ、公定歩合を引き上げ

オランダ銀行は、12月19日、公定歩合を0.5%引き上げ(4.5→5.0%)、翌20日から実施することを決定した。

オランダの主要経済指標

	1967年	1968年					
		第1四半期	第2四半期	7月	8月	9月	
鉱工業生産*(1963年=100)	129(4.8)	138(9.5)	140(10.2)	137(10.5)	147(10.5)		
○失業者数*(千人)	84(43)	83(75)	90(91)	82(88)	82(91)	78(91)	
小売売上高*(1963年=100)	143(5.9)	151(7.1)	148(2.1)	146(9.8)			
貿易金額*(1963年=100)	150(6.4)	157(6.8)	161(8.0)	163(6.5)	163(6.5)	163(6.5)	
卸売物価(1963年=100)	115(0.9)	118(2.6)	118(2.6)	117(1.8)			
消費者物価(1963年=100)	121(2.5)	124(4.2)	125(1.6)	125(2.4)	126(3.3)		
輸出*(FOB、月平均・百万ドル)	607(7.8)	663(10.3)	663(11.2)	681(22.2)	759(9.7)	698(17.5)	
輸入*(CIF、月平均・百万ドル)	695(4.0)	749(10.1)	733(6.4)	746(13.9)	825(15.7)	819(14.9)	
○貿易収支じり*(月平均・百万ドル)	△ 88(△ 106)	△ 87(△ 79)	△ 69(△ 93)	△ 65(△ 99)	△ 67(△ 21)	△ 121(△ 119)	(10月)
○金・外貨準備高(IMFポジション)(を含む、百万ドル)	2,619(2,448)	2,493(2,420)	2,477(2,471)	2,490(2,479)	2,512(2,437)	2,443(2,600)	
G N P 実質成長率(%)	5.5	6.0%(最近のO E C D 見通し)					
コール・レート(翌日もの・%)	" 4.05	3.10	4.69	4.40	3.81	3.73 (10/12) 4.70	

(注) *は季節調整済み、カッコ内は前年同期(月)比(%)。ただし○印は実数。

資料：OECD, Main Economic Indicators, IFS 等。

この結果同国の公定歩合は、1967年3月15日の引下げ

(5.0→4.5%)前の水準に復帰した。

今次措置が実施されたのは、

- (1) 最近における米国、カナダ、ベルギーの公定歩合引き上げなど、海外金利が上昇していること、
- (2) 最近、輸入の増大などから經常収支が悪化し、昨年1年間の經常収支黒字は政府見通し(5億ギルダーの黒字)をかなり下回ることが確実視される状況にあること(ちなみに、昨年1~9月間の經常収支(季節調整済み)は1.15億ギルダーの黒字)、
- (3) このほど決定をみた本年の協定賃金上昇率が6.5%(実収賃金上昇率はこれをかなり上回るものと思われる。なお、昨年も実収賃金上昇率は9月現在前年末比8.7%方上昇)ときわめて大幅で、この結果、本年には景気の過熱が懸念されること、などの諸事情に基づくものとみられている。

◇フィンランド議会、O E C D 加盟を承認

フィンランド議会は12月中旬、同国のO E C D 加盟に関する法案を承認した(注)。政府はO E C D 加盟に関する

批准書を、近く寄託国政府たるフランス政府に寄託する予定であり、その結果、同国は正式に第22番めのO E C D 加盟国となる。

(注) O E C D 理事会は昨年7月23日、全会一致でフィンランド政府に対するO E C D 加盟の招請を決議していた。

アジア諸国

◇第3回アジア経済協力閣僚会議の開催

エカフェ主催の第3回アジア経済閣僚会議は、域内加盟20か国、準加盟2か国の参加の下に、さる12月11日から13日までバンコックで開催された。

本会議は、各國の開発計画の地域的調整、域内貿易の自由化、域内多角決済機構の設立、アジア見本市の開催、閣僚理事会の設置など地域経済協力に関する諸問題を討議し、今後の具体的な進め方について検討を加えた。このうち、とくに注目された点は次のとお

り。

第1に、開発計画の地域的調整については、インドが全地域にわたり総合的に調整を進めるべきであると発言したのに対し、大勢は、小地域内で部門別、商品別に進めるほうが実際的であるとし、今後の地域協力のあり方を示唆した。

第2は、閣僚理事会の設置に関しインドやエカフェ事務局が、エカフェの機能強化のため常設の政策決定機関を設けるよう強く主張したが、最高決議機関である総会との関連などの問題があることから、結局、従来の閣僚会議(Ministerial Conference)を閣僚理事会(Council of Ministers)に名称を変更、必要に応じて隨時開催することとし、権限は総会の決定事項の具体化にとどめ、事務局を新たに設けないこととなった。

なお、域内の多角決済機構の問題については、I M F の同問題に関する報告の到着をまって検討することとなつた。

◇台湾、第5次4か年計画の概要

台湾では、昨年末をもって第4次4か年計画が成功裡

に終了したのに引き続き、本年から第5次4か年計画(1972年まで)を実施するが、昨年12月の国民政府当局の発表によれば新計画の概要は次のとおりである。

- (1) 経済成長率を年7%以上(1964~67年の実績は年平均11%)とやや控えめに策定する一方、物価の上昇を年2~3%に抑え、引き続き安定成長を期する。
- (2) 産業部門別の伸び率は、農業部門の年4.5%に対し、工業部門は輸出の拡大(目標、年12.5%)を見込み、年12.5%を予定。
- (3) 計画期間中の投資予定額は、同期間のGDPの約3分の1に当たる1,799億元(約45億ドル)で、投資の重点を鉄鋼、繊維、石油化学、電子工業など輸出産業と基礎産業の拡大ならびに輸送力の強化に置く。
- (4) 投資予定額1,799億元のうち、92%に当たる1,655億元を国内資金でまかない、8%に当たる144億元を海外借款に求める。

政府当局は、貯蓄促進および外資導入の要件となる物価の安定いかんが計画の成否を握るかぎであると述べているが、最近台湾においては物価の騰勢が注目されているおりから、金融政策の適切な運営に多大の期待が寄せられている。

◆韓国、1969年度予算の成立

韓国では、昨年12月2日、1969年度(暦年)予算が国会を通過、成立した。

本予算は引き続き均衡予算となっているものの、その規模は3,244億ウォンと前年度予算を22.1%上回る大型予算となっている。その内容につき注目される点は次のとおりである。

- (1) 岁出面では、国防費および財政投融資が一般経費(行政費)と並んで総額の各3割程度を占めている。こ

れは国防の強化と経済の建設を同時に達成することをねらったものであるが、このような積極予算により物価の騰勢にいっそうの拍車がかけられるおそれがある。

- (2) 岁入面では、米国の経済援助削減を映じて見返り資金が減少するので、歳出に見合うために3割近い税収増加が予定されている。この結果、国民の税負担が一段と加重され(担税率は65年8.6%、68年13.7%、69年15.4%)、民間資金を圧迫することが懸念される。

韓国 1969年度予算

(単位・億ウォン)

		1969年度 予算	構成比 (%)	1968年度 最終予算	68年度 比 増減(△)率 (%)
歳	租 稅	2,426	74.8	1,869	29.8
	うち内 国 稅	1,935	59.7	1,520	27.3
	關 稅	490	15.1	348	40.7
	專 売 益 金	224	6.9	164	36.6
	そ の 他	335	10.3	311	7.7
入	小 計	2,985	92.0	2,344	27.3
	見返り資金 ベトナム派遣経費に 対する米国の支援	211 48	6.5 1.5	272 41	△22.7 17.3
	合 計	3,244	100.0	2,657	22.1
歳 出	一 般 経 費	994	30.7	827	20.2
	國 防 費	812	25.0	647	25.5
	財 政 投 融 資	947	29.2	812	16.6
	そ の 他	491	15.1	370	32.4
	合 計	3,244	100.0	2,657	22.1

(注) 1ウォンは邦貨約1.3円。